

務	00	01	1 年
(令和6年3月末まで保存)			
(令和4年12月末まで有効)			

交 企 第 2 8 6 号
(交規、交指、運免、交機、高速、地域)
令 和 4 年 1 1 月 1 0 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

「令和4年冬の交通安全県民運動」の実施について

本年の交通警察の目標である「交通死亡事故の抑止～とまる しめる やめるの徹底～」を達成するため、各種対策を推進しているところ、青森県交通対策協議会が主唱する見出しの運動が下記のとおり実施されることから、各所属にあっては、その目的及び重要性を認識し、真に効果の上がる運動となるよう、関係機関・団体と連携した各種活動を強力に推進されたい。

記

1 実施期間

令和4年12月11日（日）から12月20日（火）までの10日間

2 運動の目的

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

3 運動の重点

- (1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- (2) 高齢運転者等の交通事故防止
- (3) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- (4) 冬道の安全運転の推進

4 推進方策

- (1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

ア 歩行者の交通ルール遵守の徹底

歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従

う等の基本的な交通ルールの周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して手を上げるなど横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周りに気を付けること等を促す呼び掛けを強化すること。

また、歩行中児童の交通事故の特徴(飛び出しによる死者・重傷者が多いなど)、高齢歩行者の死亡事故の特徴(車両等の直前直後横断等の法令違反が多いなど)等を踏まえた交通安全教育を実施すること。

イ 歩行者の安全の確保

一般社団法人日本自動車連盟(JAF)が全国調査した「信号機のない横断歩道における実態調査(2022年)」結果によると、青森県の一時停止率は、全国平均の39.8パーセントを大きく上回る56.7パーセント(全国7位、前年比42.7ポイント増加)と大幅に向上したものの、更に向上させていくために、継続して横断歩行者保護意識の浸透を図るための交通指導取締りを強化するとともに、交通安全教育及び広報啓発活動を推進すること。

(2) 高齢運転者等の交通事故防止

ア 高齢運転者の交通事故防止

高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等の広報啓発活動を実施するとともに、衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術が搭載された安全運転サポート車の普及啓発活動を推進すること。

また、運転に不安を感じている高齢運転者やその家族等に対しては、運転適性相談窓口の利用を促すとともに、申請による運転免許の取消し制度を教示すること。

イ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

後部座席におけるシートベルトの着用がいまだ低調である現状に鑑み、高速乗合バス・貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発を図ること。

また、チャイルドシートの正しい使用を呼び掛けるため、幼稚園、保育所等と連携したチャイルドシート取付け講習会等を実施すること。

(3) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

ア 飲酒運転の防止

管内の飲酒運転による交通事故等の実態を分析の上、飲酒運転取締りを強化するとともに、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動を推進し、地域、職域等で「飲酒運転を絶対にしない、させない、許さない」という規範意識の確立に努めること。

イ 妨害運転の防止

妨害運転に対する罰則等について広報啓発を図るとともに、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発を促進すること。

(4) 冬道の安全運転の推進

積雪・凍結路を走行する際は、確実に冬道用タイヤを装着するよう指導するとともに、橋梁、日陰等の凍結しやすい路面の危険箇所への対応や、交通事故の防止について、実際の交通事故事例を挙げながら、「時間・車間距離・心」にゆとりを持った運転の必要性を広報すること。

5 飲酒運転等悪質・危険な運転の根絶広報強化日の設定について

(1) 飲酒運転等根絶広報強化日

令和4年12月14日（水）

(2) 実施内容

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態等について積極的な広報啓発を行い、関係機関・団体等と連携して飲酒運転根絶への取組を推進すること。また、飲酒運転のおそれのある者を発見した場合は、警察への通報を依頼するなど、「飲酒運転を許さない社会環境づくり」に取り組むこと。

6 推進上の留意事項

(1) 街頭活動における重点的推進事項

街頭において交通監視等に従事する場合には、警笛を活用するなどして警察官の存在を周囲に示し、児童、幼児及び高齢者を中心に、保護・誘導活動を徹底するとともに、歩行中に交通ルールを無視する高齢者等を現認した場合は、確実に声掛けを行い、安全行動をとるよう指導すること。

(2) 関係機関・団体等との連携強化

本運動を推進するに当たり、各自治体を始め関係機関・団体との連携を強化するとともに、交通ボランティアの活性化及び次世代育成による若い世代の交通安全意識の向上を図るため、若手社会人等の交通ボランティア活動への参加を促進すること。

(3) 殉職・受傷事故防止の徹底

交通街頭活動に従事する全ての警察職員に対して殉職・受傷事故防止の意識付けを図り、その絶無に努めること。

また、関係機関・団体や交通ボランティアと共同による街頭活動の実施に際しても、安全な活動場所を選定するなど受傷事故防止対策に万全を期すこと。

(4) 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底

各種活動の際は、マスクの着用、消毒の徹底、密にならない距離の確保等、感染

防止対策を徹底すること。

7 報告

各警察署にあっては、期間中の主な行事について、別添様式に記載の上、本年11月30日（水）までに交通企画課に報告すること。

担当：交通企画課安全教育係

別添様式

冬の交通安全県民運動期間中の行事予定

警察署

月日	曜日	時間	場所	行事名	主催	参加人数
例 12/10	土	15:00~	〇〇署駐車場	出動式	〇〇署	30人

注1：様式については、行数を追加するなど、適宜、調整すること。

注2：安全運動期間に先駆けて実施する行事等にあっても記載すること。

注3：報告期限にあつては令和4年11月30日(水)までとする。